

## 令和2年第3回柳津町議会臨時会会議録

令和2年5月20日第3回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村 亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 田崎信二	10番 齋藤正志
3番 伊藤 純	8番 荒明正一	11番 伊藤昭一
5番 岩淵清幸		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

議案第52号 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第53号 除雪機械の購入について

議案第54号 令和二年度柳津町一般会計補正予算について

議案第55号 令和二年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第56号 令和二年度柳津町介護保険特別会計補正予算について

令和2年第3回柳津町議会臨時会会議録

第1日 令和2年5月20日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	6番 松 村 亮	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一	7番 田 崎 信 二	10番 齋 藤 正 志
3番 伊 藤 純	8番 荒 明 正 一	11番 伊 藤 昭 一
5番 岩 渕 清 幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建設課長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町 民 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊 地 淳 一 主 査 木 須 良 行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	町長の説明について
日程第4	議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
日程第5	議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
日程第6	議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第7 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第52号 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 除雪機械の購入について
- 日程第11 議案第54号 令和二年度柳津町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第55号 令和二年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第56号 令和二年度柳津町介護保険特別会計補正予算について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和2年第3回柳津町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午後1時15分）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により指名いたします。

3番 伊藤 純君、6番 松村 亮君、7番 田崎 信二君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日1日間と協議を願ったところですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第3、町長の説明について。

町長の挨拶と、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

本日、令和2年第3回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、農繁期のお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの蔓延により、世界中で感染者が19日現在、5百万人に迫り、亡くなられた方も31万人を超え、経済も社会も未曾有の混乱の中にあります。

4月16日には、初めて全都道府県に緊急事態宣言が発令され、本町も含め全国の自治体が新型コロナウイルス感染症の予防・防止対策に取り組むこととなり、町民の皆さまには、外出の自粛、施設の使用制限、イベントの開催自粛などのご協力をお願いして参りました。

戦後最大の国難とも言われるこうした状況にあって、4月30日には、特別定額給付金の給付や、地方創生臨時交付金の創設などを柱とする、国の補正予算が成立しました。特別定額給付金は、住民生活を下支えするものであり、素早く、そして確実に町民一人ひとりの手もとに届ける必要があるため、給付に向けた準備を進めてきたところであります。

加えて、町独自の支援策といたしまして、飲食店及びサービス事業者等に対するの応援金を給付する補正予算を5月8日に専決処分し、一日も早く給付に向けた準備を進めてきたところであります。

また、子育て世帯やひとり親世帯などに対するの支援、さらには、経済的に影響を受ける町民や事業者等に対する必要な事業について精査し、財源を含めてしっかりと制度設計のうえ、支援して参りたいと考えております。

新型コロナウイルスとの闘いは、長期戦になることが見込まれます。先週14日に緊急事態措置が解除されましたが、今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあり、先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いております。

新型コロナウイルスがもたらした危機的状況を柳津町一丸となって乗り越えていくため、全身全霊を捧げて難局打開に邁進して参る所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議会に提案いたします案件は、

専決処分の承認を求める案件・・・・・・・・5件

条例の改正に関する案件・・・・・・・・1件

除雪機械の購入に関する案件・・・・・・・・1件

令和二年度補正予算に関する案件・・・・3件

以上の10件であります。

議員の皆様には、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。



◎議案の審議

○議長

日程第4、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年4月1日に施行された、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては「総務課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。今回の柳津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、税条例の一部を改正するものであります。

第1条のうち、第24条第1項第2号、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3の改正につきましては、個人の住民税について従来寡婦（寡夫）控除の適用外でありました「未婚のひとり親」について寡婦（寡夫）控除を死別・離別と同様に適用しまして、また、住民税非課税措置の対象となる「未婚のひとり親」について児童扶養手当受給者に限定しないこととする、非課税対象者の拡大、控除対象者の所得制限の見直しなどの内容となっております。つづきまして、第54条第2項、同第6項の改正につきましては、固定資産税について固定資産の所有者が調査によっても明らかにならない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるという内容の改正になります。

3ページをご覧ください。第61条第9項、及び同第10項の改正につきましては、住宅用地に対する課税標準の特例に関する内容であります。地方税法改正に伴う参照条番号

整理となります。次に新たに追加されます第74条の3、第75条第1項の改正につきましては、固定資産の所有者が死亡した場合、相続人等に現所有者等の情報を申告させることができるよう制度化する内容となっております。第94条第2項及び第94条第4項の改正につきましては、リトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう段階的に本数換算が見直しとなる内容となっております。

4ページをご覧ください。第96条の改正につきましてはたばこ税が課税免除される規定の適用される条件を追加する内容となっております。次に、附則第3条の2第1項の改正につきましては、当面の間の延滞金の割合の算出方法を定める内容となっております。次に、附則第4条第1項の改正につきましては、法人の住民税に関しまして、納期限が延長された場合の延滞金割合算出方法を見直しする内容となっております。次に、附則第8条第1項の改正につきましては、肉用牛売却の課税特例の3年間延長の内容となっております。

5ページをご覧ください。中ほどより下の附則第10条の2の改正につきましては、地方税法改正に伴う参照条番号整理及び総務省令で定める特定水力発電設備が整備された場合や、水防法により指定された浸水被害軽減地区についての固定資産税の特例について新たに定めるもの、地方税法に特例割合が規定された事により町税条例から削る、などの内容であります。

6ページをご覧ください。附則第11条及び附則第11条の2の改正につきましては、新年号への読み替えとなります。つづきまして、附則第12条、附則第13条、附則第15条第1項の改正につきましては、新年号への読み替え及び字句の整理となります。次に、第17条の2の改正につきましては、新年号への読み替え及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人住民税の課税特例について、適用期限を令和5年度まで延期する内容となっております。附則第23条の改正につきましては、新年号への読み替えとなります。

つづきまして、第2条の改正内容についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

中ほどの第48条の改正につきましては、法人の住民税について申告の電子化に必要な条項の追加や地方税法改正に伴う参照条番号整理の内容となっております。

9ページをご覧ください。中ほどの第94条第2項の改正につきましては、第1条の改正により追加されました、軽量な葉巻たばこの規定について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう段階的に本数換算が見直しとなる内容となっております。

つづきまして、第3条の改正内容についてご説明いたします。これは、令和元年12月13日提出議決の議案第100号、柳津町税条例の一部を改正する条例の一部を地方税法の改正に伴い改めるものであり、今回の改正によりひとり親についての規定が整理されたことにより、令和3年1月1日より施行予定であった第24条第1項第2号の改正規定を削除し、その施行について定めた附則第1条第1項第1号を改正し、同様の内容である附則第4条を削除するものであります。

10ページをご覧ください。第4条の改正内容についてご説明いたします。附則第16条第1項及び附則第16条の2第1項の改正につきましては、令和3年度、4年度に初回車両番号指定を受けた軽自動車の軽減税率に適用する項を追加し、それに伴います条文整理の内容となっております。つづきまして、第5条の改正内容についてご説明いたします。第94条第3項の改正につきましては、加熱式たばこの課税方式を段階的に見直しし、紙巻たばこの税負担の公平性を確保する内容となっております。

つづきまして、第6条の改正内容についてご説明いたします。次に、第94条第3項の改正につきましては、前条の改正内容と同様に加熱式たばこの課税方式を段階的に見直しし、紙巻たばこの税負担の公平性を確保するもの及び参照条番号の改正による条文整理の内容となっております。

11ページをご覧ください。第95条の改正につきましては、たばこ税の税率を段階的に引き上げる内容となっております。つづきまして、第7条の改正内容についてご説明いたします。第24条第1項第2号及び同条第2項の改正につきましては、障がい者・未成年者・寡婦又は寡夫などや、所得が一定要件を満たさない者についての個人住民税の非課税範囲を拡大する内容となっております。第34条の2及び第34条の6の改正につきましては、個人の住民税の各所得控除を受ける者に前年の所得上限の要件を追加する内容となります。附則第5条第1項の改正につきましては、個人の住民税のうち、所得割の非課税範囲を拡大する内容となっております。つづきまして、第8条の改正内容についてご説明いたします。第94条第3項の改正につきましては、第5条・第6条の改正内容と同様に加熱式たばこの課税方式を段階的に見直しし、紙巻たばこの税負担の公平性を確保するもの及び参照条文の改正による条文整理の内容となっております。また、第95条の改正につきましては、第6条の改正同様にたばこ税の税率を段階的に引き上げる内容となっております。つづきまして、第9条の改正内容についてご説明いたします。



第93条の改正につきましては、加熱式たばこ取扱いに関する条文整理の内容となっており、つづく第94条第3項の改正につきましては、第5条・第6条及び前条の改正内容と同様に加熱式たばこの課税方式を段階的に見直しし、紙巻たばこの税負担の公平性を確保するもの及び参照条文の改正による条文整理の内容となっております。

以上が柳津町税条例の一部を改正する条例の改正内容の概要となっており、その改正内容に必要な所要の改正をおこなうものであります。また、本12ページ以降15ページまでの改正附則において施行期日別に条建てした各条文の施行について整理しております。

以上で補足説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第5、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。  
本案は、令和2年4月1日に施行された、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたもので

あります。なお、詳細につきましては「町民課長」より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

17ページをお開き願います。専決第2号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険法施行令の一部改正する政令が交付されたことに伴い、柳津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び、介護納付金賦課額にかかわる課税限度額を引き上げるとともに、保険料負担の公平性を確保し、中低所得層の保険料負担の軽減を図るものでございます。第2条第2項につきましては、ただし書き中の国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に、同条第4項の介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものです。第23条につきましては、61万円を63万円に、16万円を17万円に改めるものは、第2条の課税限度額の内容に同じです。同条第2号につきましては、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5千円に引き上げ、同条第3号につきましては、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものです。附則第5項につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円控除できる制度が創設されることにより追加するものです。附則としまして第1条令和2年4月1日から施行するものです。第2条改正後の条例は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。

本案は、繰越明許費に係る令和元年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。なお、詳細につきましては「総務課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明申し上げます。

19ページをお開きください。専決第3号「令和元年度柳津町一般会計補正予算（第11号）」であります。繰越明許費の補正となります。20ページをお開きください。第1表繰越明許費の補正であります。(款)6商工費(項)1商工費、補正後の事業名

でございますが「風評被害対策事業」で3,080千円となっております。これは地域振興課で令和元年度に発注しました「赤べこオブジェ制作業務委託」が令和2年3月31日までの工期であった物が契約業者において期限までの完成が困難な状況となったことにより繰越をしたものでございます。以上でありますよろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第7、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が示されたことに伴い、感染した被用者に傷病手当金を支給するため、柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。なお、詳細につきましては「町民課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

22ページをお開き下さい。専決第4号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、福島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかわる傷病手当金の支給に関する条例の一部改正に伴い、柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。第2条第7号の2につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定により、令和2年4月27日、傷病手当金の支給に関する福島県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、町において傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うため1号を加えるものです。附則につきましては、福島県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が4月27日公布・同日施行されましたので、柳津町後期高齢者医療に関する条例につきましても、同日の令和2年4月27日より施行するものであります。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第8、議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症により影響の大きい事業者等を支援するための経済対策に関する一般会計の歳入歳出予算を、専決処分したものであります。なお、詳細につきましては「総務課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○総務課長（登壇）

それでは議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明申し上げます。

24ページをお開きください。専決第5号「令和2年度一般会計補正予算（第1号）」であります。第1条として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,658,026千円とするものでございます。

29ページをお開きください。この補正予算につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業所に対する町独自支援の応援金給付事業に係る予算でございます。歳入であります。(款)13国庫支出金(項)2国庫補助金(目)1総務費国庫補助金9,026千円の増でございます。こちらの方は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。続いて30ページをお開きください、歳出でございます。(款)6商工費(項)1商工費(目)1商工振興費で9,026千円。内訳でございますが7節の報償費で9,000千円となっております。これは新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内事業所への今後の営業活動に対する応援金でございます。今年の3月4月の売上が昨年同月と比較して減少した割合に応じて応援金を支給するものでございます。次に需用費で10千円。これは消耗品費と印刷製本費でございます。

す。役務費で16千円。こちらの方は申請書の送付にかかる経費でございます。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第9、議案第52号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第52号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明いたします。本案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が示されたことに伴い、感染した被用者に傷病手当金を支給するため、柳津町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の条例改正を行うものであります。なお、詳細につきましては「町民課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第52号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

32ページをお開き願います。「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は今回、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、柳津町国民健康保険においても、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかわる傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。附則に次の6項を加えるということで附則第4項につきましては、傷病手当金の対象者及び要件等を定めております。附則第5項につきましては、支給額の算定方法について定めております。附則第6項につきましては、支給期間を定めており、支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないこととするものでございます。附則第7項につきましては、事業主からの給与等との調整について定めたものでございます。附則第8項につきましては、32ページから33ページにかけてになりますが、事業主が故意に給与等を支払わなかった場合の、傷病手当金の額を定めたものでございます。本来、事業所から受けることができるはずであった、給与等の全部又は一部について、その全額、その一部を受けることができなかつた場合、その受けた額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を保険者が支給するというような物になっております。附則第9項につきましては、附則第8項の規定により町が支給した金額を、事業主から徴収することを定めたものでございます。附則としまして、公布の日から施行するものでございます。適用は令和2年1月1日からとし、期間については別に規則で定める日までとするものでございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長



異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第10、議案第53号「除雪機械の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「除雪機械の購入について」、提案理由を説明いたします。本案は、除雪機械の購入契約を締結したいので、「地方自治法」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、詳細につきましては「建設課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第53号について、補足説明をさせていただきます。34ページをご覧ください。

除雪機械の購入について、補足説明をさせていただきます。本除雪機の購入につきましては、高森方面の路線に対応しておりました車両の更新であります。除雪機械購入につきまして、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記

- 1 購入の対象 除雪ドーザ（14t級）
- 2 契約金額 金19,173,000円
- 3 契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字宮古字村西26-1  
ロジスネクストユニキャリア株式会社  
会津サービスセンター センター長 生井 義二
- 4 契約の方法 指名競争入札

以上で、議案第53号の補足説明を、終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「除雪機械の購入について」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第11、議案第54号、「令和2年度柳津町一般会計補正予算」、日程第12、議案第55号、「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、日程第13、議案第56号、「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

「異議なき」と認めます。よって議案第54号、議案第55号、議案第56号は、一括上程し議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第54号「令和2年度柳津町一般会計補正予算について」提案理由を説明いたします。本案は、新型コロナウイルス感染症対策等に関する一般会計の歳入歳出予算の追加補正であります。次に、特別会計であります。議案第55号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について」提案理由を説明いたします。本案は、事業勘定で、新型コロナウイルスに感染した被用者に対し傷病手当金を支給するための経費に関する、歳入歳出予算の追加補正であります。また、施設勘定で、新型コロナウイルス感染症対策に関する歳入歳出予算の追加補正であります。次に議案第56号「令和二年度柳津町介護保険特別会計補正予算について」提案理由を説明いたします。本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う人件費等に関する歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては「総務課長」より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第54号から56号まで補足してご説明して申し上げます。まず、議案第54号一般会計補正予算（第2号）であります。第1条としまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,026,292千円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。中山間国庫支出金国庫補助金（項）2国庫補助金（目）1総務費国庫補助金31,317千円となっております。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。（目）2民生費国庫補助金338,070千円となっております。内訳ではございますが（節）17特別定額給付金給付事務費補助金で329,165千円でございます。こちらの方は町民一人当たり10万円の給付金とそれに係る事務費の合計でございます。

（節）18子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金4,708千円。こちらのほうは児童手当の対象者の方へ一人当たり1万円を給付する分と事務費の合計でございます。

（款）14県支出区金（項）2県補助金（目）10消防費県補助金で1,000千円でございます。こちらの方は避難所の感染症対策強化に要する備蓄品等への購入に係る経費の2分の1を補助するものでございます。上限が1,000千円となっております。（款）

1 5 財産収入（項） 2 財産売払収入（目） 3 物品売払収入で1, 0 0 0千円でございます。公用車処分売払収入ということでこちらの方は地域振興課管理のキャリアトラックの売払収入でございますが、これまでの使用状況としましては主に農業関係の民間に貸出しているものであります。町が加入している保険会社の保険が適用にならないということで今回売却するものでございます。

次のページに移りまして（款） 1 諸収入（項） 4 雑入（目） 4 雑入でございます。7 6千円の補正でございます。こちらにつきましては学校臨時休業対象費補助金ということで3月4日から3月19日までの12日間、コロナウイルスの影響で臨時休業により学校給食として実施しなかった主食及び牛乳に係るキャンセル相当額の4分の3が補助金として入ってくるものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。（款） 2 総務費（項） 1 総務管理費（目） 1 一般管理費で5 5 4千円。こちらの方は職員の超過勤務でございます。（目） 1 5 町民バス管理費で2 5 0千円。こちらの方は需用費で2 5 0千円となっております。町民バス用のマスク、消毒液代等でございます。次に（款） 3 民生費（項） 1 社会福祉費（目） 1 社会福祉総務費で3 3 3, 6 6 5千円となっております。内訳でございますが（節） 1 報酬（節） 4 共済費（節） 8 旅費につきましては当初介護保険特別会計で会計年度職員1名分の報酬を見ておりましたけども、そのうちの3ヶ月分をコロナ対策の事務費事務補助として計上しております。逆に介護特会の方ではマイナスの補正となりますのでご了承いただければと思います。（節） 3 職員手当等で7 5 0千円。こちらの方は職員の超過勤務でございます。（節） 7 報償費で4, 5 0 0千円。こちらの方が町独自支援策でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて高校生以下の者、ひとり親家庭医療費に該当する者、妊婦の方に一人につき1万円を給付するものでございます。（節） 1 0 需用費1 6 4千円。こちらの方につきましては用紙代、ファイル代、コピー代等でございます。（節） 1 1 役務費で3 5 7千円。こちらの方は郵券代と給付金の口座振替手数料となります。

次のページに移りまして（節） 1 2 委託料でございますが2, 2 9 0千円。こちらの方は定額給付金事業に係るシステム利用等業務委託料でございます。備品購入費で7 2千円。こちらの方は各地区での申請の時にデジタルカメラを持って確認書類の写しを撮るということで5台分の経費でございます。（節） 1 8 負担金補助及び交付金3 2 5, 0 0 0千円。こちらの方は1人10万円の給付金にかかる分でございます。（款） 3 民生費（項） 2 児

童福祉費（項） 2 柳津保育所運営費で 3 4 8 千円。（節） 1 0 需用費で 1 5 6 千円。こちらの方はマスク、ハンドソープ、消毒液代等でございます。（節） 1 7 備品購入費で 1 9 2 千円。こちらの方は非接触式体温計 8 個分でございます。（目） 4 児童措置費で 4, 7 0 8 千円。職員手当で 3 4 千円。職員の超過勤務手当でございます。需用費 5 8 千円。こちらは事務用品、コピー代等でございます。役務費 5 6 千円。こちらは郵券代と口座振替手数料となっております。委託料で 1, 2 0 0 千円。こちらの方は子育て世帯臨時特別給付金事業で児童手当の対象者に一人当たり 1 万円を給付する事業に係るシステム改修委託料となっております。

次のページをご覧ください。（節） 1 8 負担金補助及び交付金で 3, 3 3 6 千円となっております。こちらの方は児童手当の対象者へ 1 万円を給付する経費となっております。

（款） 4 衛生費（項） 1 保健衛生費（目） 1 保健衛生総務費で 1, 7 7 1 千円。これは繰出金ということで国保の施設勘定への繰出金となっております。（目） 2 予防費で 2, 6 0 7 千円。内訳でございますが需用費で 2, 3 7 6 千円。これは町民用のマスク、それからチラシの印刷代等でございます。使用料及び賃借料で 1 1 千円。こちらにつきましては検診時の待合室が密にならないように新たな待合室を確保するための費用となっております。（節） 1 7 備品購入費で 2 2 0 千円。こちらのほうは非接触式の体温計 1 0 個分の経費でございます。（目） 4 母子保健費で 1 4 1 千円。（節） 7 報償費で 5 0 千円。こちらの方はコロナウイルスの影響で延期になっていた検診の謝礼代でございます。需用費で 2 3 千円。こちらの方はハンドソープなどの消耗品でございます。役務費 8 千円。こちらの方が郵券代でございます。使用料及び賃借料で 6 0 千円。こちらの方はコロナウイルスの影響で延期になっていた検診会場の使用料分でございます。

次のページに移りまして（項） 2 清掃費でございます。塵芥処理費で 2 5 0 千円。需用費で 2 5 0 千円でございます。こちらはゴミ収集用のマスクと消毒液、ゴム手袋代でございます。（款） 5 農林水産業費（項） 1 農業費（目） 3 農業総務費と（目） 4 農業振興費につきましては財源補正となっております。（款） 6 商工費（項） 1 商工費（目） 1 商工振興費で 1, 8 7 9 千円。こちらにつきましては町内の中小企業の振興を図るため町が実施しております融資利子補給金交付事業について新型コロナウイルス感染症により影響を受けている、またはその恐れのある事業者への支援としまして、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 0 日までの間利子補給の対象となる借入額の限度額を 5 0 0 万から 1 0 0 0 万としたことによる補助金の増であります。（目） 2 観光費 9, 2 4 5 千円でございます

が（節） 7 報償費で1, 0 0 0 千円。こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響によりまして町の観光産業が大きなダメージを受けているということで、町の旅館などに宿泊していただいた方に1千円の商品券を贈呈するものでございます。1, 0 0 0 人分を見込んでおります。需用費で9 9 千円。こちらの方は消耗品としてマスク、消毒液、コピー代等でございます。次のページに移りまして役務費で2 5 0 千円でございます。手数料ということで宿泊助成事業に伴うチラシデータ作成手数料などがございます。委託料で5, 5 0 0 千円。こちらの方はコロナ収束後の対策としまして県内及び近隣県に対して誘客P R をする業務委託料等でございます。1 7 備品購入費で3 9 6 千円。こちらの方は非接触式の検温計1 8 台分でございます。負担金補助及び交付金で2, 0 0 0 千円。こちらの方はコロナ収束後の対策としまして宿泊施設への補助を行うものでございます。一人2, 0 0 0 円の1, 0 0 0 人分を見込んでおります。（款） 8 消防費（項） 1 消防費（目） 3 防災費で8, 7 6 2 千円。需用費で8, 7 6 2 千円となっております。これは備蓄用としまして各避難所に消毒液、それからマスク、ペーパータオル、使い捨て手袋、避難ルームなどを整備する経費でございます。（款） 9 教育費（項） 1 教育総務費（目） 2 事務局費で1, 3 7 2 千円。内訳でございますが需用費で9 3 2 千円となっております。これは各小中学校と給食センターの方にマスク、消毒液、使い捨て手袋などの消耗品等でございます。（節） 1 7 購入費代で4 4 万円。こちらの方につきましては非接触式の検温計2 0 個分の経費でございます。次のページに移りまして教育費の（項） 2 小学校費（目） 3 柳津小学校教育振興費、それから（目） 4 西山小学校教育振興費、それと（項） 3 中学校費（目） 2 会津柳津学園中学校教育振興費、それぞれ委託料で2 2 0 千円となっております。こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響によりましてタブレットを利用した事業が多くなっておりますそこで操作説明や教え方などを専門的なノウハウを持った支援による技術指導が増加することを見越して増額するものでございます。（款） 9 教育費（項） 4 社会教育費（項） 2 公民館費で4 0 0 千円。これについては備品購入費で4 0 0 千円となっております。こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響によりまして外出自粛などが多くなり、在宅での時間充実のために図書を充実するものでございます。次のページに移りまして（款） 9 教育費（項） 4 社会教育費（目） 5 美術館管理費で1 3 2 千円でございます。需用費で6 0 千円。こちらの方は除菌スプレー、ハンドソープ代等でございます。（節） 1 7 備品購入費で7 2 0 千円。こちらの方はサーキュレーター3 台分でございます。室内の換気のため購入するものでございます。（款） 9 教育費（項） 5 保健体育費（目）

2 学校給食費で102千円。負担金補助及び交付金で102千円でございます。こちらの方は歳入の方で説明した給食を実施しなかった分のキャンセル相当分を福島県学校給食会に負担金として支払うものでございます。予備費としまして430千円の増でございます。

19ページをお開きください。議案第55号令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条としまして事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,620千円とするものでございます。また施設勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,771千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,071千円とするものでございます。

24ページをお開きください。歳入でございます。（款）3 県支出金（項）1 補助金（目）1 保険給付費等交付金で2,120千円の増でございます。こちらの方は歳出の方で出てきますけども傷病手当金分の支出に対しまして県から特別調整交付金として10分の10で交付されるものでございます。次のページをお開きください。歳出になります。

（款）2 保険給付費（項）1 3 傷病手当金（目）1 傷病手当金で2,120千円でございます。負担金補助及び交付金で2,120千円ということで、これまでの国保条例の方ではありませんでしたけど、今回の法改正によりまして国保加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した者、また発熱等の症状があり感染が疑われるものに対しまして、保険者が傷病手当金傷病手当金を支給することができるようになったものでございます。

30ページをお開きください。施設勘定になります。まず歳入でございます。（款）3 繰入金（項）1 繰入金（目）1 一般会計繰入金1,771千円でございます。こちらの方は一般会計からの繰入でございます。次のページをお開きください。歳出でございます。

（款）1 総務費（項）1 施設管理費（目）1 一般管理費で5千円でございます。需用費で5千円でございます。事務要員のエプロン代でございます。（款）2 医薬費（項）1 内科医薬費（目）2 医薬用消耗器財費で1,766千円でございます。内訳は需用費で167千円。こちらの方はは使い捨て手袋、エプロン、マスクなどの経費でございます。備品購入費で1,599千円。こちらにつきましては西山診療所に熱がある人が出た場合、建物の中に入れることができないということで、小型のエアータントを購入するものであります。それと非接触式の検温計2台分、それと酸素濃度を測る機械1台分の経費でございます。

32ページをお開きください。議案第56号令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。歳出予算の補正となります。

35ページをお開きください。歳出でございます。(款)1総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費で532千円の減でございます。こちらの方は(節)1報酬(節)4教材費(節)8旅費についてそれぞれ減額するものでございます。当初予算で会計年度職員の人件費年間分を見ておりましたけども、そのうち3ヶ月分を一般会計で支出することにしたため減額するものでございます。予備費については532千円の増ということでございます。以上で補足説明を終わらせていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目 泰彦君。

○1番

それでは質問させていただきたいと思います。一般会計について見させていただきまして、非接触型体温計をトータル56台購入しているのですが、56台について、どのように使われているか現状の報告をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。地域振興課の予算でございますが18台分でございます。こちらにつきましては観光施設、民間では旅館等に無料での貸し出しということで今現在も使わせて頂いております。

○議長

町民課長。

○町民課長

町民課におきましては各種検診等の際に体温計を使わせて頂いております。

○議長

教育課長。

○教育課長



柳津小学校に10台、西山小学校に4台、柳津学園中学校に6台と合計20台を使わせて頂いております。登下校の際の検温、運動する前などに生徒・児童に対して検査しているところでございます。

○議長

保育所長。

○保育所長

保育所は毎日検温するようにこれから購入する予定です。

○議長

1番、磯目 泰彦君。

○1番

地域振興課については特別に貸し出しをしているということで説明を頂いたのですが、貸し出しについては旅館だけと考えているとことですが、それ以外についての貸し出し、他の民間のお店についても今後第2波に備えて貸出を増やす、または購入を負担するなどの考えがあるかどうか地域振興課長に聞きしたい。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

最初にコロナウイルスの影響を受けたのが旅館ということで、宿泊客に対しての検温が一番心配なところでございますのでそちらの方から早急に対応させて頂きました。また、町で指定管理をしている観光施設につきましても不特定多数の方がいらっしゃるということでそちらの方を優先させていただいて貸し出しをしております。今後第2弾ということでございますが、貸出の範囲はどこまでということもあり、今後の状況を見ながらだと思えます。今、現在の保有している18台はほぼ全て貸し出し済みであり、在庫で残っているのは1台だけとなっております。

○議長

1番、磯目 泰彦君。

○1番

不特定多数の方がお見えになるということに関しては配置済みということだろうと思えますけど、コンビニなどのロードサイドビジネスをされているお店にも不特定多数の方

が訪れているわけですから、そういった箇所にも目を向けて今後対応していただければと考えております。

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号、「令和2年度柳津町一般会計補正予算について」を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

お諮りいたします。

議案第55号、「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について」を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号、「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算について」を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎閉会の議決

○議長

以上で、本臨時会の議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和2年第3回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。(午後1時26分)